

# 令和6(2024)年度農業振興事務所が行う放射性物質検査の基本的な考え方

令和6(2024)年3月29日

農政部

## 1 検査内容

検査区分	分析対象	考え方
(1) 農産物の検査		
① モニタリング検査	県が指定する品目	原則は農業試験場で実施するが、緊急の場合は農業振興事務所で実施することもできる。
② 地域安全性確認検査(スクリーニング検査)	農産物等 ア 市町からの依頼 イ 農業者からの依頼	地域の農産物等の放射性物質の状況確認の要望に応え、検査を実施する。 農業者の生産に対する不安解消のため、検査を実施する。 ※農業者が自ら加工又は食品企業と共同開発している農産加工品も対象
(2) 農業生産の基礎的条件検査	土、堆肥、稲わら、粗飼料等	地形、土質、用水などの個別の条件から生産に不安を覚えている農業者の要望に応え、技術指導の一環として検査を実施する。
(3) 技術確立のための調査等	土壌から収穫物までの一連のもの	技術対策を確立するため、地域、技術ごとの詳細な実態把握のための調査として検査する。 各種調査研究、展示調査及びその他緊急事案に対応するために検査を実施する。

### 【注意事項】

- ・機器が配置されていない農業振興事務所については、原則として、河内、下都賀の場合は塩谷南那須、芳賀の場合は那須で検査を実施する。検査業務が集中して対応できない場合は、他の農業振興事務所と調整し検査を実施する。事務所間の調整が困難な場合は、農政課に連絡し協議する。
- ・「(1)-②-ア 市町からの依頼」については、市町からの検査依頼要望を踏まえ、関係機

関・団体で構成する地域調整会議を開催し、検査計画を策定する。

- ・学校給食用の農産物及び食材等の検査は、原則として、教育委員会で実施する。
- ・特用林産物の検査は、原則として、環境森林部で実施する。
- ・イノシシ肉については、別途県で定めた「出荷・検査方針」に基づいて検査を行う。
- ・飼料作物は、「飼料作物の流通・利用の可否を判断する放射性物質検査等一覧」に基づいて検査を行う。
- ・「(1) 農産物の検査」及び「(2) 農業生産の基礎的条件検査」における分析対象については、腐葉土・剪定枝堆肥を除く。

## 2 検査結果への対応について

### 検査区分(1) 農産物の検査

- ・モニタリング検査：農政課が公表し、農業振興事務所が希望者に「検査結果通知書」を発行できる。
- ・市町からの依頼：依頼者である市町が公表する。
- ・農業者からの依頼：非公表とし、依頼者に「検査結果通知書」を発行する。  
ただし、確定検査で基準値 100Bq/kg を超過した場合には公表する。

### 検査区分(2) 農業生産の基礎的条件検査

- ・非公表とし、依頼者に「検査結果通知書」を発行する。

### 検査区分(3) 技術確立に係る調査等

- ・技術対策を講じる上で、必要に応じて明らかにする。

## 3 確定検査の実施について

「(1)農産物の検査」で、スクリーニングレベル 50Bq/kg を超過した場合は、農業試験場で確定検査を行う。

ただし、「(1)-②-イ 農業者からの依頼」については、農業振興事務所が現地ほ場や栽培状況等を確認した上で、確定検査等への移行を判断する。農業振興事務所は、農政課へ報告後、確定検査に必要なサンプリングを実施、農業試験場で確定検査を行う。

## 4 その他

その他詳細については、別添関連資料のとおりとする。

### [農林水産物等の検査対象範囲]

検査の対象は、「販売目的で生産又は採取された県産農産物等」とし、農業者以外、自家消費は検査対象外とする。

なお、林産物の検査は原則として環境森林部で実施する。

また、県による出荷自粛要請エリア、国による出荷制限指示エリアの対象品目は、検査しない。

	検査対象	検査対象外
農産物	○県内農業者が、販売目的で生産した県産農産物等	○自家消費の農産物 ○県外産の農産物 ○原乳、牛乳 ※厚生労働省の通知でスクリーニング検査の対象外としているもの
水産物	○県内水産業者(漁協を含む)が、販売目的で養殖している県産水産物 ○県内漁業者が販売目的で採捕した県産水産物	○自家消費の水産物 ○県外産の水産物
加工品	○県内農林水産業者が、県内の農林水産物を主な原料として自ら加工した農林水産加工品 ○県内農林水産業者が、県内の農林水産物を主な原料として食品企業と共同開発した農林水産加工品 ※林産物を原料としていても、6次産業化推進の観点から、農業者等から依頼があった林産加工品は対象とする。	○県外産農林水産物を主原料とする加工品 ○県内農林水産業者と共同開発の実態のない食品企業の加工品